

施策

No.29

治水事業の推進

目的

集中豪雨等による浸水及び内水による被害への対策を図ること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 洪水及び内水ハザードマップを浸水が想定される地域の世帯に配布するとともに、ホームページでの周知に努めています。
- 雨水の流出量を抑制するため、県は1ha以上の開発行為等を行う場合、雨水流出抑制施設等の設置を義務付ける条例を制定しています。
- 下水道管きょへの一時的な流出抑制や有効利用のため、住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や雨水を貯留する施設等に対して補助金を交付しています。
- 普通河川については、幹線水路の整備を計画的に進めるとともに、枝線水路の整備にも努めています。
- 準用河川については、古川の一部区間を除きコンクリート護岸等による暫定整備が完了しています。
- 集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、雨水管きょ、雨水調整池、雨水ポンプ場などの整備を進めています。

■課 題

- 1ha未滿の開発行為等に対しても、雨水流出抑制施設等の設置に関する指導を継続して行う必要があります。
- 老朽化が進む排水機場や内水排除ポンプ場の長寿命化、耐震化を図る必要があります。
- 普通河川の整備を推進し、生活環境の向上を図る必要があります。
- 久保川の改修に当たっては、流域がまたがる狭山市との協議が必要です。
- 古川については、国土交通省と連携しながら改修を推進する必要があります。

単位施策

1 流域対策の推進（河川課、下水道維持課）

- ① 開発行為等に対する雨水流出抑制施設等の設置指導を行います。
- ② 個人住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や貯留する施設の設置等への補助を行い、下水道管きょへの一時的な流出抑制や雨水の有効利用を図ります。

※内水（ないすい）

市街地で下水管などが溢れる事態のこと。近年、特に局地的・集中的に短時間で雨が降る集中豪雨の多発により、内水からの氾濫が課題となっている。

施策

No.23

治水事業の推進

目的

集中豪雨等による浸水及び内水による被害への対策を図ること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・洪水及び内水*ハザードマップを浸水が想定される地域の世帯に配布するとともに、ホームページでの周知に努めています。
- ・雨水の流出量を抑制するため、県は1ha以上の開発行為等を行う場合、雨水流出抑制施設等の設置を義務付ける条例を制定しています。
- ・下水道管きよへの一時的な流出抑制や有効利用のため、住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や雨水を貯留する施設等に対して補助金を交付しています。
- ・普通河川については、幹線水路の整備を計画的に進めるとともに、枝線水路の整備にも努めています。
- ・準用河川については、古川の一部区間を除きコンクリート護岸等による暫定整備が完了しています。
- ・集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、雨水管きよ、雨水調整池、雨水ポンプ場などの整備を進めています。

■課題

- ・1ha未満の開発行為等に対しても、雨水流出抑制施設等の設置に関する指導を継続して行う必要があります。
- ・老朽化が進む排水機場や内水排除ポンプ場の長寿命化、耐震化を図る必要があります。
- ・普通河川の整備を推進し、生活環境の向上を図る必要があります。
- ・久保川の改修に当たっては、流域がまたがる狭山市との協議が必要です。
- ・古川については、国土交通省と連携しながら改修を推進する必要があります。

*内水（ないすい）

市街地で下水管などが溢れる事態のこと。近年、特に局地的・集中的に短時間で雨が降る集中豪雨の多発により、内水からの氾濫が課題となっている。

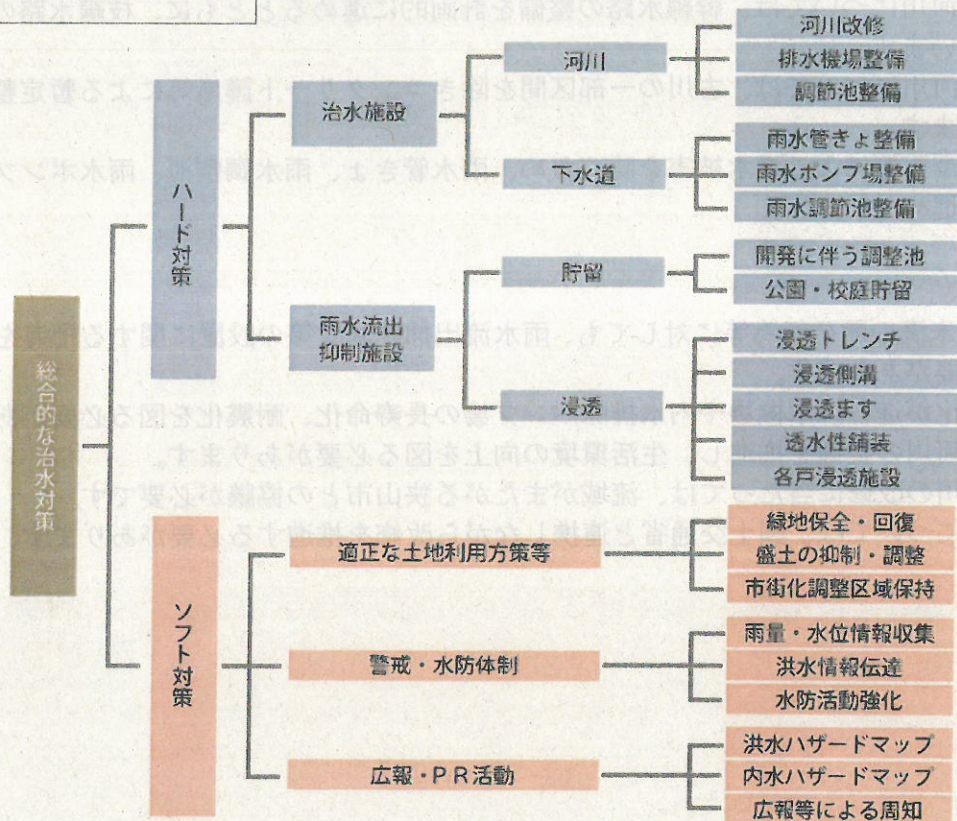
2 河川整備等の推進（河川課）

- ①降雨対策や生活環境の向上を図るため、計画的に河川の整備を進めます。
- ②狭山市と協同し、久保川の改修を推進します。
- ③護岸の老朽化が著しい天の川の改修を実施するとともに、国土交通省と連携し、古川の改修を推進します。
- ④排水機場及び内水排除ポンプ場の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な施設保全を進めます。

3 雨水施設整備の推進（下水道整備課）

- ①河川改修の進展や新河岸駅周辺の都市基盤整備と整合を図りながら、雨水管きょや雨水ポンプ場などの整備を推進します。
- ②既成市街地において、雨水を一時貯留する施設の整備を推進します。

総合的な治水対策のイメージ



指標

指標	実績値 (H26)	目標値
久保川改修の進捗状況 (%)	二	H32 → H37
	二	17 → 53

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 流域対策の推進（河川課、下水道維持課）

- ①開発行為等に対する雨水流出抑制施設等の設置指導を行います。
- ②個人住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や貯留する施設の設置等への補助を行い、下水道管きょへの一時的な流出抑制や雨水の有効利用を図ります。

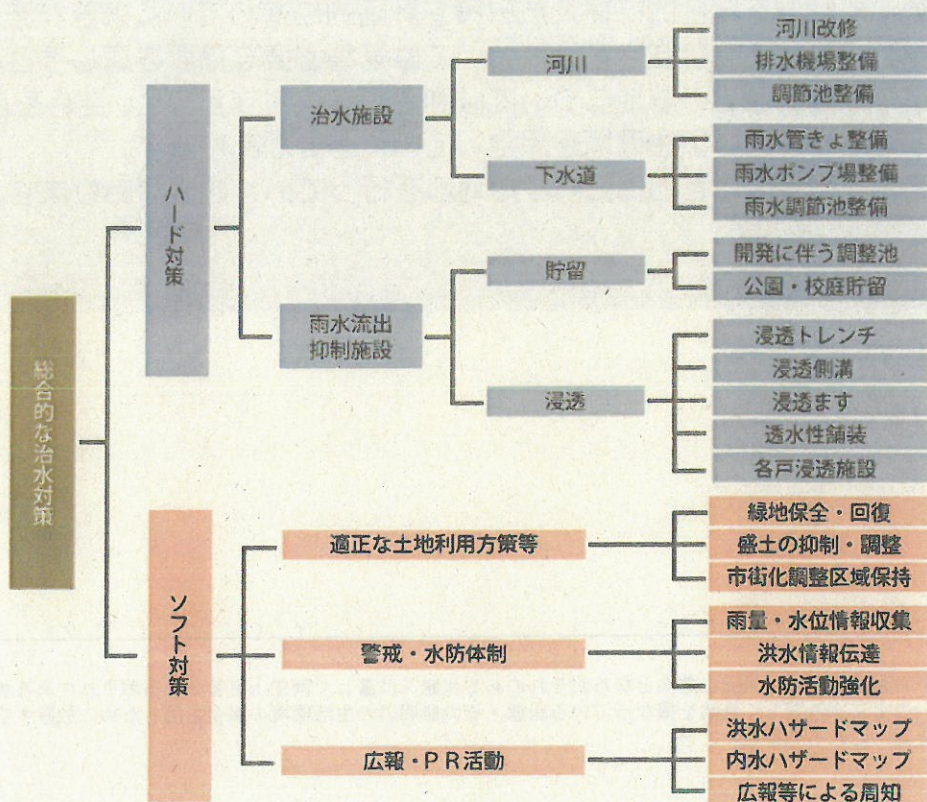
2 河川整備等の推進（河川課）

- ①降雨対策や生活環境の向上を図るため、計画的に河川の整備を進めます。
●関連[No.42 防災体制の整備]
- ②狭山市と協同し、久保川の改修を推進します。
- ③護岸の老朽化が著しい天の川の改修を実施するとともに、国土交通省と連携し、古川の改修を推進します。
- ④排水機場及び内水排除ポンプ場の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な施設保全を進めます。
- ⑤国、県に要望するなど、荒川における堤防の整備を促進します。

3 雨水施設整備の推進（下水道整備課）

- ①河川改修の進展や新河岸駅周辺の都市基盤整備と整合を図りながら、雨水管きょや雨水ポンプ場などの整備を推進します。
- ②既成市街地において、雨水を一時貯留する施設の整備を推進します。
●関連[No.42 防災体制の整備]

総合的な治水対策のイメージ



施

No.33

良好な住環境の創出

策

目的

住宅の適切な質と量を確保し、住みよい住環境を創出すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、「住生活基本法」が平成 18（2006）年に制定されています。
- 少子高齢化が進む中、全国的に空き家が増加しています。平成 25（2013）年の本市の空き家率は 11.0%であり、県内では中位にあります。
- 空き家等の適正管理に関し、平成 25（2013）年に「川越市空き家等の適正管理に関する条例」、平成 26（2014）年に「空家等対策推進に関する特別措置法」が制定されています。
- 平成 18（2006）年から平成 23（2011）年の間、「都市計画法」第 34 条第 11 号による開発規制の緩和により、市街化調整区域に 5,707 区画の開発許可がありました。
- 市営住宅については、市内 18 団地、65 棟、1,100 戸を管理しています。現在、入居者の約 4 割が高齢者になっています。
- 市内の共同住宅や住宅団地の一部は、今後建替えの時期を迎えます。

■課 題

- 人口減少を迎える中、空き家、マンションの老朽化、住宅の耐震化など、市内の住環境をめぐる状況を総合的に捉えた政策を計画的に進めていく必要があります。
- 特定空家等の管理不全な空き家等については各種必要な措置を講じるとともに、その他の空き家等及びその跡地については利活用を検討するなど、空き家等の対策を総合的に推進し、良好な住環境を保全していく必要があります。
- 市営住宅については、老朽化に向けた対応を行っていく必要があります。

※特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

施策	No.27	良好な住環境の創出
	目的	住宅の適切な質と量を確保し、住みよい住環境を創出すること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、「住生活基本法」が平成 18（2006）年に制定されています。
- ・少子高齢化が進む中、全国的に空き家が増加しています。平成 25（2013）年の本市の空き家率は 11.0%であり、県内では中位にあります。
- ・空き家等の適正管理に関し、平成 25（2013）年に「川越市空き家等の適正管理に関する条例」、平成 26（2014）年に「空家等対策推進に関する特別措置法」が制定されています。
- ・平成 18（2006）年から平成 23（2011）年の間、「都市計画法」第 34 条第 11 号による開発規制の緩和により、市街化調整区域に 5,707 区画の開発許可がありました。
- ・市営住宅については、市内 18 団地、65 棟、1,100 戸を管理しています。現在、入居者の約 4 割が高齢者になっています。
- ・市内の共同住宅や住宅団地の一部は、今後建替えの時期を迎えます。

■課題

- ・人口減少を迎える中、空き家、マンションの老朽化、住宅の耐震化など、市内の住環境をめぐる状況を総合的に捉えた政策を計画的に進めていく必要があります。
- ・特定空家等*の管理不全な空き家等については各種必要な措置を講じるとともに、その他の空き家等及びその跡地については利活用を検討するなど、空き家等の対策を総合的に推進し、良好な住環境を保全していく必要があります。
- ・市営住宅については、老朽化に向けた対応を行っていく必要があります。

*特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

単位施策

1 住宅政策の推進（政策企画課）

- ①本市の住宅事情やまちづくりの方向性を踏まえ、全般的な住宅政策を検討します。
- ②子育て世帯や高齢者世帯に配慮した住宅政策を検討します。

2 空き家対策の推進（政策企画課、防犯・交通安全課）

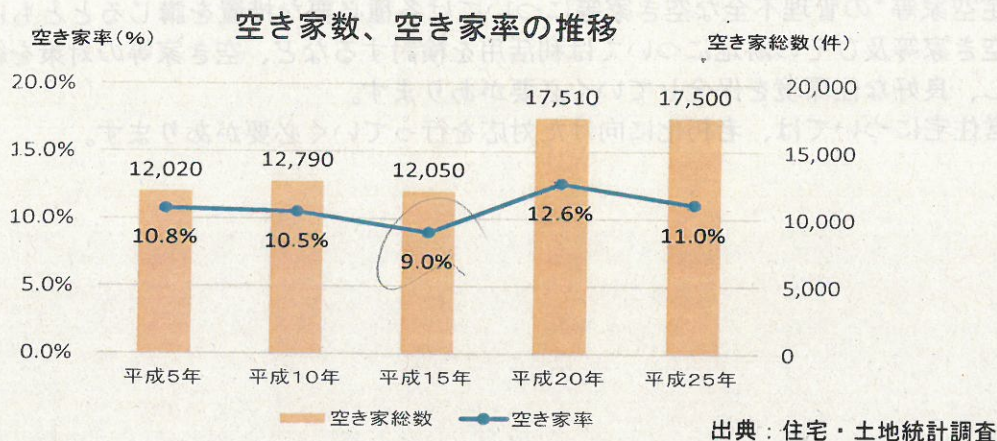
- ①住宅が密集した市街地等において、空き家発生を防ぐ取組を検討します。
- ②特定空き家等の管理不全な空き家等については、所有者等による適切な管理を促進するために必要な措置を講じます。
- ③空き家等及び空き家等の跡地については、利活用を促進するための対策を検討します。

3 安全な住宅環境の促進（建築指導課）

- ①簡易耐震診断や耐震診断相談会等を行い、住宅の耐震化を促進します。
- ②建築協定の策定等を支援し、住みよい住環境の創出を促進します。

4 市営住宅施策の適切な運営（建築住宅課）

- ①市営住宅の長寿命化を図るとともに建替え等を検討します。
- ②民間事業者等が建設・保有する住宅等を市営住宅として活用することを検討します。



指標

指 標

実績値
(H26)

目標値

H32

H37

空き家率 (%)

11.0

11.0

11.0

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 住宅政策の推進（政策企画課）

- ①本市の住宅事情やまちづくりの方向性を踏まえ、全般的な住宅政策を検討します。
- ②子育て世帯や高齢者世帯に配慮した住宅政策を検討します。

●関連[No.1 少子化対策の推進、No.5 高齢者福祉の推進]

2 空き家対策の推進（政策企画課、防犯・交通安全課）

- ①住宅が密集した市街地等において、周辺住民の協力を得ながら、空き家発生を防ぐ取組を検討します。
- ②特定空家等の管理不全な空家等については、所有者等による適切な管理を促進するために必要な措置を講じます。
- ③空家等及び空家等の跡地については、利活用を促進するための対策を検討します。

●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]

●関連[No.44 防犯対策の推進]

3 安全な住宅環境の促進（建築指導課）

- ①簡易耐震診断や耐震診断相談会等を行い、住宅の耐震化を促進します。

●関連[No.42 防災体制の整備]

- ②建築協定の策定等を支援し、住みよい住環境の創出を促進します。

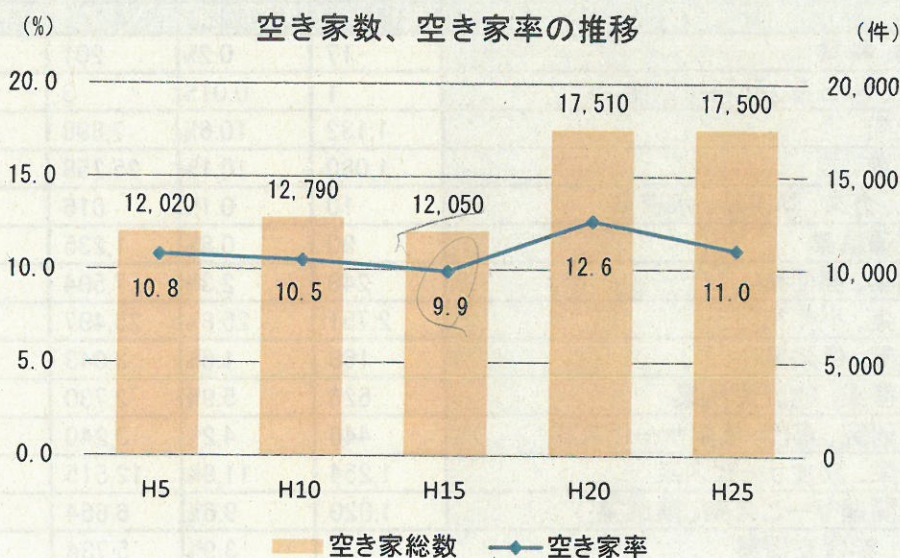
4 市営住宅施策の適切な運営（建築住宅課）

- ①市営住宅の長寿命化を図るとともに建替え等を検討します。

●関連[No.5 高齢者福祉の推進、No.6 障害者福祉の推進]

- ②民間事業者等が建設・保有する住宅等を市営住宅として活用することを検討します。

●関連[No.1 少子化対策の推進、No.2 児童福祉の推進]



出典：総務省「住宅・土地統計調査」

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
空き家率 (%)	11.0	11.0	11.0

第5章 地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち【産業・観光】

施

No.34

産業間の連携と中小企業支援

策

目的

農業・商業・工業・観光産業間の流通が市内外で増加するとともに、中小企業が活性化すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 本市は、農業、商業、工業、観光産業など多様な産業がバランスよく発展しています。
- 市内企業の多くを中小企業が占めています。
- 事業主の高齢化や後継者不足などにより廃業する事業所が増加しています。
- ウェスタ川越に創業支援ルームが設置されています。
- 中小企業の振興に関する基本理念や施策の基本となる事項等を定めた「川越市中小企業振興基本条例」が平成 27（2015）年に制定されています。

■課 題

- 農業、商業、工業、観光産業が連携し、川越産の商品の市外流通を増加させる取組や、ヒト・モノ・カネ・情報といった地域資源を、これまで以上に地域で活用・循環させる取組が必要です。
- 中小企業等による新規事業や創業に結びつくような環境の充実が必要です。

市内の産業大分類別 民営の事業所数、従業者数（H24）

	事業所数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
農業、林業	17	0.2%	201	0.2%
鉱業、砕石業、砂利採取業	1	0.01%	3	0.002%
建設業	1,132	10.6%	7,898	6.2%
製造業	1,080	10.1%	25,258	19.8%
電気、ガス、熱供給、水道業	10	0.1%	616	0.5%
情報通信業	90	0.8%	1,235	1.0%
運輸業、郵便業	240	2.3%	7,504	5.9%
卸売業、小売業	2,751	25.8%	25,497	20.0%
金融業、保険業	168	1.6%	3,043	2.4%
不動産業、物品貿易業	626	5.9%	2,730	2.1%
学術研究、専門・技術サービス業	446	4.2%	3,240	2.5%
宿泊業、飲食サービス業	1,254	11.8%	12,515	9.8%
生活関連サービス業、娯楽業	1,020	9.6%	6,664	5.2%
教育、学習支援業	412	3.9%	5,734	4.5%
医療、福祉	772	7.2%	14,564	11.4%
総合サービス事業	46	0.4%	455	0.4%
サービス業	598	5.6%	10,366	8.1%
合 計	10,663	100.0%	127,523	100.0%

出典：平成 24 年経済センサス

施策

No.28

産業間の連携と中小企業支援

目的

農業・商業・工業・観光産業間の流通が市内外で増加するとともに、中小企業が活性化すること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・本市は、農業、商業、工業、観光産業など多様な産業がバランスよく発展しています。
- ・市内企業の多くを中小企業が占めています。
- ・事業主の高齢化や後継者不足などにより廃業する事業所が増加しています。
- ・ウェスタ川越に創業支援ルームが設置されています。
- ・中小企業の振興に関する基本理念や施策の基本となる事項等を定めた「川越市中小企業振興基本条例」が平成27（2015）年に制定されています。

■課題

- ・農業、商業、工業、観光産業が連携し、川越産の商品の市外流通を増加させる取組や、ヒト・モノ・カネ・情報といった地域資源を、これまで以上に地域で活用・循環させる取組が必要です。
- ・中小企業等による新規事業や創業に結びつくような環境の充実が必要です。

市内の産業大分類別 民営の事業所数、従業者数（H24）

	事業所数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
農業、林業	17	0.2%	201	0.2%
鉱業、碎石業、砂利採取業	1	0.01%	3	0.002%
建設業	1,132	10.6%	7,898	6.2%
製造業	1,080	10.1%	25,258	19.8%
電気、ガス、熱供給、水道業	10	0.1%	616	0.5%
情報通信業	90	0.8%	1,235	1.0%
運輸業、郵便業	240	2.3%	7,504	5.9%
卸売業、小売業	2,751	25.8%	25,497	20.0%
金融業、保険業	168	1.6%	3,043	2.4%
不動産業、物品貿易業	626	5.9%	2,730	2.1%
学術研究、専門・技術サービス業	446	4.2%	3,240	2.5%
宿泊業、飲食サービス業	1,254	11.8%	12,515	9.8%
生活関連サービス業、娯楽業	1,020	9.6%	6,664	5.2%
教育、学習支援業	412	3.9%	5,734	4.5%
医療、福祉	772	7.2%	14,564	11.4%
総合サービス事業	46	0.4%	455	0.4%
サービス業	598	5.6%	10,366	8.1%
合計	10,663	100.0%	127,523	100.0%

出典：平成24年経済センサス

単位施策

1 産業間連携の推進と地域経済の振興（産業振興課）

- ①異業種交流会、6次産業化等、市内の農業、商業、工業、観光産業が連携した取組を進めます。
- ②関係団体等と連携し、川越ブランドの推奨に努めます。
- ③市民が市内で消費する機会を増やす取組として、飲食店と連携したイベント等を行います。

2 中小企業への支援の充実（産業振興課）

- ①優れた技術や技能を継承するための人材育成や事業承継のしくみづくりについて研究します。
- ②融資制度等の充実により、中小企業の経営基盤の強化等を図ります。
- ③高度な専門知識を持つ大学や公設試験研究機関等と連携し、新製品開発や新分野進出など、企業の経営革新が促進される環境づくりを進めます。

3 創業支援の充実（産業振興課）

- ①創業や第二創業に対して支援を行います。
- ②働く人が自ら出資し、運営し、働く、ワーカーズコレクティブの設立支援を行います。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
開設事業所数（事業所）	222 (H23)	255	265
<u>事業所総数（事業所）</u>	<u>10,663</u> <u>(H24)</u>	<u>9,800</u>	<u>9,800</u>

※6次産業化

1次産業者である農林漁業者が、加工等の2次産業、流通・販売といった3次産業と一体化もしくは連携して、自らが生産する農林水産物の付加価値を高める取組のこと。

※第二創業過去の経営を見直し、企業の構造を変えていくことで、現在の事業に何か工夫を加えること、新市場に進出すること、新事業に取り組むことなどを指します。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 産業間連携の推進と地域経済の振興（産業振興課）

- ①異業種交流会、6次産業化*等、市内の農業、商業、工業、観光産業が連携した取組を進めます。
- ②関係団体等と連携し、川越ブランドの推奨に努めます
● 関連[No.52 時勢に応じた施策の推進]
- ③川越産農産物を活用した川越の「食」を市民や観光客に提供する取組を推進します。
- ④市民が市内で消費する機会を増やす取組として、飲食店と連携したイベント等を行います。

2 中小企業への支援の充実（産業振興課）

- ①優れた技術や技能を継承するための人材育成や事業承継のしくみづくりについて研究します。
- ②融資制度等の充実により、中小企業の経営基盤の強化等を図ります。
- ③高度な専門知識を持つ大学や公設試験研究機関等と連携し、新製品開発や新分野進出など、企業の経営革新が促進される環境づくりを進めます。

3 創業支援の充実（産業振興課）

- ①創業や第二創業*に対して支援を行います。
- ②働く人が自ら出資し、運営し、働く、ワーカーズコレクティブの設立支援を行います。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
市内総生産額（億円／年）	10,673 (H24)	11,750	12,096
開設事業所数（事業所／年）	222 (H23)	255	265

* 6次産業化

1次産業者である農林漁業者が、加工等の2次産業、流通・販売といった3次産業と一体化もしくは連携して、自らが生産する農林水産物の付加価値を高める取組のこと。

* 第二創業

過去の経営を見直し、企業の構造を変えていくことで、現在の事業に何か工夫を加えること、新市場に進出すること、新事業に取り組むことなどを指す。

施

No.35

就労の支援と労働環境の改善

策

目的

働きたい市民が就労することと、働きやすい環境を整えること。

施策を取り巻く状況

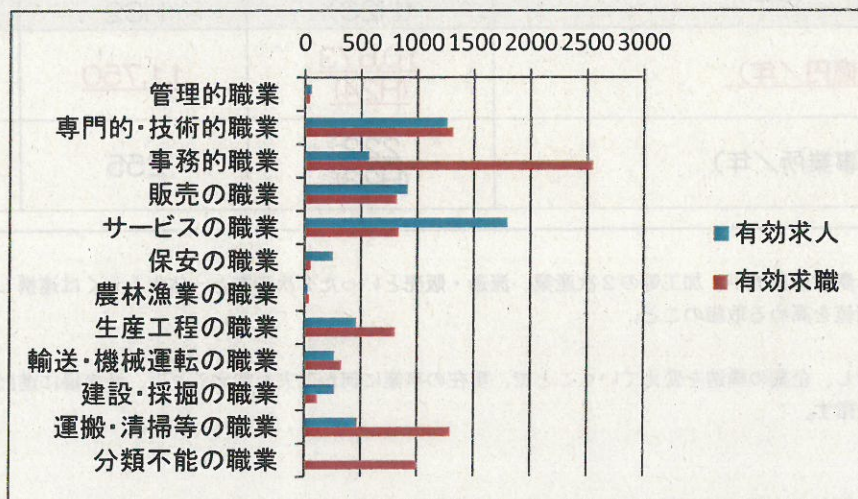
■現 状

- 雇用情勢は改善傾向にありますが、本市を含む川越公共職業安定所管内の有効求人倍率は県を下回っており、依然として厳しい状況が続いています。
- 就業形態の多様化が進む中で、非正規労働者や派遣労働者が増加傾向にあります。また、女性、高齢者や障害のある人の社会進出も進んでいます。
- 全国的な傾向と同様に、本市でも生産年齢人口の減少が始まり、労働力の減少が懸念されています。
- 埼玉労働局との協定による「川越しごと支援センター」を設置し、職業相談、就職支援セミナー、就職面接会などの就労支援事業を一体的に実施しています。

■課 題

- 若者、女性、高齢者、障害のある人など、さまざまな求職者に対応した就労支援が必要です。
- 求職者の仕事に対するさまざまなニーズと、企業の雇用に対するニーズのミスマッチを解消するための取組が必要です。
- 働くことに踏み出せない若者などの社会的自立支援が必要です。
- 安心して働くことができる労働環境と豊かに暮らすことができるよう勤労者福祉の充実が求められています。

職業間ミスマッチの状況（川越公共職業安定所管内 平成27年5月）



出典：川越公共職業安定所

施策

No.29

就労の支援と労働環境の改善

目的

働きたい市民が就労することと、働きやすい環境を整えること。

施策を取り巻く状況

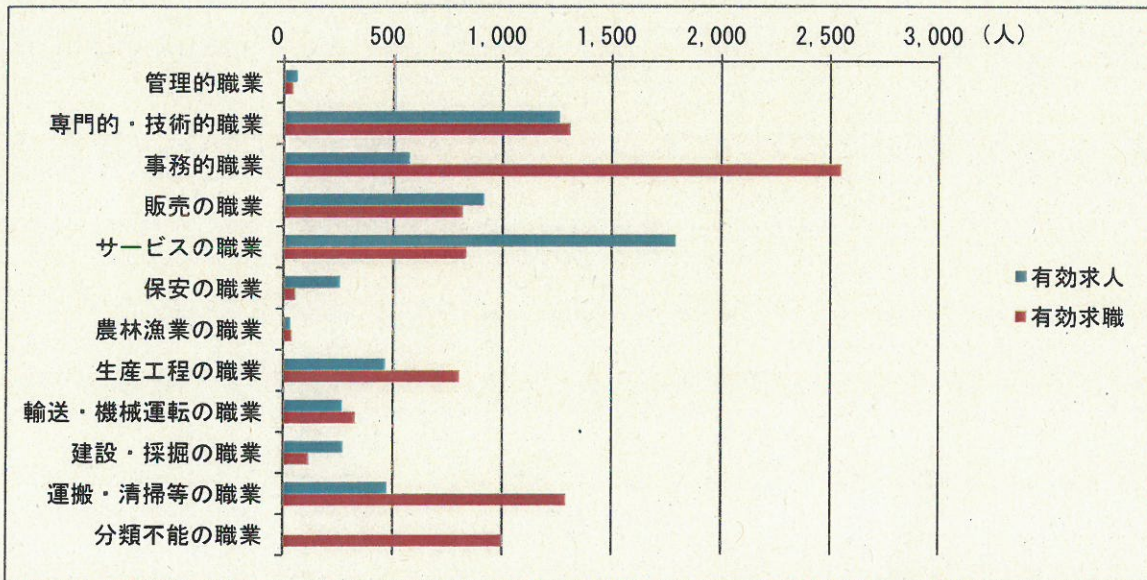
■現状

- ・雇用情勢は改善傾向にありますが、本市を含む川越公共職業安定所管内の有効求人倍率は県を下回っており、依然として厳しい状況が続いています。
- ・非正規労働者や派遣労働者が増加傾向にあります。
- ・女性、高齢者や障害のある人の社会進出が進んでいます。
- ・全国的な傾向と同様に、本市でも生産年齢人口の減少が始まり、今後も労働力の減少が予想されます。
- ・埼玉労働局との協定により、川越しごと支援センターを設置し、職業相談、就職支援セミナー、就職面接会などの就労支援事業を一体的に実施しています。

■課題

- ・若者、女性、高齢者、障害のある人など、さまざまな求職者に対応した就労支援が必要です。
- ・求職者の仕事に対するさまざまなニーズと、企業の雇用に対するニーズのミスマッチを解消するための取組が必要です。
- ・働くことに踏み出せない若者などの社会的自立支援が必要です。
- ・安心して働くことができる労働環境と豊かに暮らすことができるよう勤労者福祉の充実が求められています。

職業間ミスマッチの状況
(川越公共職業安定所管内 平成27年5月)



川越公共職業安定所調べ

施

No.37

商業の振興

策

目的

市民の日常生活を支える商店街をはじめとした商業の発展と、川越の魅力を高める中心市街地の活性化を図ること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 平成 24 年経済センサスによると、市内には2,751 件の小売業と卸売業の事業所がありますが、近年は個人店主の高齢化や後継者不足が懸念されています。
- 人口の減少により食料品等の消費量は減少することが見込まれる一方、大規模小売店舗やインターネット、コンビニエンスストアでの買い物等、消費者の購買手法が多様化しています。
- 生活に身近な商店の減少により、買い物が困難な状況になる市民の増加も懸念されています。
- 中心市街地は、商業・業務機能が集積しているばかりではなく、歴史や文化の中心ともなっています。

■課 題

- 商店街の空洞化の背景である個人店主の高齢化や後継者不足、販売額の低迷等への対応が必要です。
- 商店街には市民の日常生活を支える基盤としての機能や地域コミュニティの場としての役割のほか、地域経済の中心としてのにぎわいの創出が必要です。
- 平成 27 (2015) 年に新たに認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」に基づき、活性化事業の実施とその経済効果の向上を図る必要があります。



施策

No.31

商業の振興

目的

市民の日常生活を支える商店街をはじめとした商業の発展と、川越の魅力を高める中心市街地の活性化を図ること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・平成 24 年経済センサスによると、市内には 2,751 件の小売業と卸売業の事業所がありますが、近年は個人商店主の高齢化が進行し、事業を引き継ぐ人材が不足して後継者不足が進んでいます。
- ・人口の減少により食料品等の消費量は減少することが見込まれる一方、大規模小売店舗やインターネット、コンビニエンスストアでの買い物等、消費者の購買手法が多様化しています。
- ・生活に身近な商店の減少により、買い物が困難な状況になる市民の増加も想定されます。
- ・中心市街地は、商店街を中心とした商業機能や事務所などの業務機能が集積しているばかりではなく、歴史や文化の中心ともなっています。

■課題

- ・商店街の空洞化の背景である個人商店主の高齢化や後継者不足、販売額の低迷等への対応が必要です。
- ・商店街には市民の日常生活を支える基盤としての機能や地域コミュニティの場としての役割のほか、地域経済の中心としてにぎわいを創出することが求められています。
- ・平成 27 (2015) 年に新たに認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」に基づき、活性化事業の実施とその経済効果の向上を図る必要があります。

単位施策

1 商店街への支援（産業振興課）

- ①商店街の抱える個人商店主の高齢化問題、後継者の育成問題等の解決やICT社会への対応に向けた取組を推進します。
- ②商店街の空き店舗の活用を図るなど、商店街の空洞化の解消に努めます。
- ③さまざまなイベントやPR等の支援により、商店街のにぎわいを高めるとともに、各地域の商店街と住民のつながりの創出を図ります。
- ④防犯カメラや街路灯の設置等の支援により、商店街の安全で安心な環境づくりを促進します。
- ⑤霞ヶ関、新河岸、南大塚及び南古谷の各駅周辺地域などについては、地域住民に密着した商業地の形成に努めます。
- ⑥消費者のニーズに合った商品の提供や、消費者の購買に結びつくような工夫がある魅力的な店舗を育成・支援し、商店街全体の魅力と活力の向上を図ります。

2 中心市街地の活性化（産業振興課）

- ①中心市街地活性化協議会との意見調整を図り、多様な参画の下「中心市街地活性化基本計画」に基づく商業の振興と活性化事業を推進します。
- ②産業観光館（小江戸蔵里）の機能を生かした管理・運営を推進するとともに、旧川越織物市場や旧鶴川座等、歴史的・文化的価値がある建物の活用について関係機関と検討を進めます。

3 商業の発展と商業団体等への支援（産業振興課）

- ①各種商業団体と連携するとともに、これらの団体が行う事業を支援します。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
小売業年間商品販売額（百万円）	288,538 (H24)	289,000	290,000
中心市街地の空き店舗数（箇所）	74 (H24)	64	64

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 商店街への支援（産業振興課）

- ①商店街の抱える個人商店主の高齢化問題、後継者の育成問題等の解決やICT社会への対応に向けた取組を推進します。
- ②商店街の空き店舗の活用を図るなど、商店街の空洞化の解消に努めます。
- ③さまざまなイベントやPR等の支援により、商店街のにぎわいを高めるとともに、各地域の商店街と住民のつながりの創出を図ります。
●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ④防犯カメラや街路灯の設置等の支援により、商店街の安全で安心な環境づくりを促進します。
●関連[No.44 防犯対策の推進]
- ⑤霞ヶ関、新河岸、南大塚及び南古谷の各駅周辺地域などについては、地域住民に密着した商業地の形成に努めます。
●関連[No.19 市街地整備の推進]
- ⑥消費者のニーズに合った商品の提供や、消費者の購買に結びつくような工夫がある魅力的な店舗を育成・支援し、商店街全体の魅力と活力の向上を図ります。

2 中心市街地の活性化（産業振興課）

- ①中心市街地活性化協議会との意見調整を図り、多様な参画の下「中心市街地活性化基本計画」に基づく商業の振興と活性化事業を推進します。
- ②産業観光館（小江戸蔵里）の機能を生かした管理・運営を推進するとともに、旧川越織物市場や旧鶴川座等、歴史的・文化的価値がある建物の活用について関係機関と検討を進めます。
●関連[No.20 景観まちづくりの推進]

3 商業の発展と商業団体等への支援（産業振興課）

- ①各種商業団体と連携するとともに、これらの団体が行う事業を支援します。
- ②地域の商業集積のあり方を検討し、それに見合った店舗の新規参入を促進します。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
小売業商品販売額（百万円／年）	288,538 (H24)	289,000	290,000
中心市街地の空き店舗数（か所／年）	74 (H24)	64	60

施策

No.41

地球温暖化対策の推進

目的

地球環境にやさしく、二酸化炭素排出の少ないまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

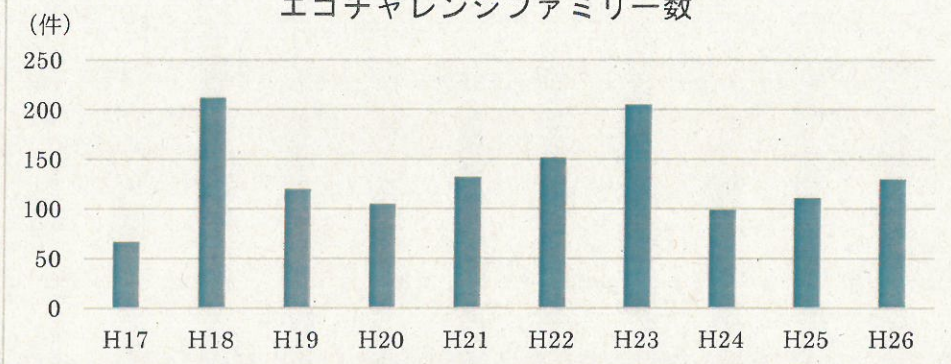
■現 状

- 川越市環境マネジメントシステム*に基づき、市の事業活動が、環境に与える各種要因について、継続的に改善を図っています。
- 本市は平成 19（2007）年 12 月に「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、市域から排出される温室効果ガス*の排出抑制に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進しています。
- 再生可能エネルギー*機器等設置事業への補助金交付、エコチャレンジファミリー認定事業*などさまざまな取組を行っています。

■課 題

- 地球温暖化は、地球規模の環境問題であり、市民、民間団体、事業者、行政の各主体が役割に応じた取組を進める必要があります。
- 市の事業活動が、環境に与える影響を率先的かつ継続的に改善し、温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。
- 地球温暖化はすでに始まっており、温暖化に起因する災害等に適切に対処するなどの適応策を講じる必要があります。

エコチャレンジファミリー数



出典：川越市地球温暖化対策実行計画に基づき作成

*環境マネジメントシステム（EMS=Environmental Management System）

組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営のしくみ。

*温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。

*再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。

*エコチャレンジファミリー認定事業

市が貸し出す電力を測る機器を使用して、数値を実感しながら省エネ活動に取り組む家族を「エコチャレンジファミリー」と認定することで、省エネの取組を広げる事業。

施策

No.35

地球温暖化対策の推進

策

目的

地球環境にやさしく、二酸化炭素排出の少ないまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

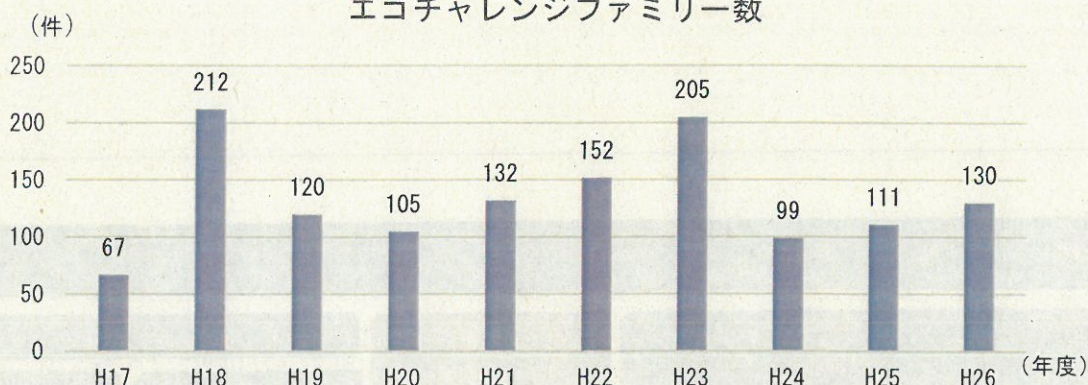
■現状

- ・川越市環境マネジメントシステム*に基づき、市の事業活動が、環境に与える各種要因について、継続的に改善を図っています。
- ・本市は平成19(2007)年12月に「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、市域から排出される温室効果ガス*の排出抑制に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進しています。
- ・再生可能エネルギー*機器等設置事業への補助金交付、エコチャレンジファミリー認定事業*などさまざまな取組を行っています。

■課題

- ・地球温暖化は、地球規模の環境問題であり、市民、民間団体、事業者、行政の各主体が役割に応じた取組を進める必要があります。
- ・市の事業活動が、環境に与える影響を率先的かつ継続的に改善し、温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。
- ・地球温暖化はすでに始まっており、温暖化に起因する災害等に適切に対処するなどの適応策を講じる必要があります。

エコチャレンジファミリー数



川越市環境政策課調べ

*環境マネジメントシステム (EMS=Environmental Management System)

組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営のしくみ。

*温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。

*再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。

*エコチャレンジファミリー認定事業

市が貸し出す電力を測る機器を使用して、数値を実感しながら省エネ活動に取り組む家族を「エコチャレンジファミリー」と認定することで、省エネの取組を広げる事業。